

令和8年度 和歌山市奨学金返還助成制度 交付対象者 募集要項

和歌山市では、本市の人口減少に係る対策を推進し、及び本市の産業を担う人材の確保を図るため、独立行政法人日本学生支援機構、大学等、地方公共団体などが貸与する奨学金を借り入れた学生が、卒業後に市内の医療、福祉・介護系の法人又は中小企業に就職し、3年間定着した場合に、企業と本市が連携して奨学金の返還を支援する「和歌山市奨学金返還助成制度」を実施しています。

つきましては、本制度の利用を希望する大学生、短期大学生、大学院生、高等専門学校生、専門学校生を募集します。

1 募集対象者

次に掲げる全ての項目に該当する方

- (1) 「令和9年3月」又は「令和10年3月」に卒業（修了）予定の
大学生、短期大学生、大学院生、高等専門学校生、専門学校生
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構、大学等、都道府県・市町村、市長が認める機関が貸与する奨学金を借り入れている（借り入れる予定の）方
- (3) 大学等を卒業（修了）した翌年度に**本制度の参画企業に就職**し、期限の定めのない雇用により3年間以上継続して勤務する予定の方
- (4) 就職の日から3年間以上継続して市内に住所を有する予定の方
- (5) 他の制度による助成等を受けていない（受ける予定のない）方
- (6) 医療、福祉・介護系の参画企業に専門的職種で就職する予定である場合は、資格を取得する見込みである方

※専門的職種

看護師、薬剤師、保健師、歯科衛生士、歯科技工士、保育教諭、保育士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、視能訓練士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

2 参画企業

- (1) 医療、福祉・介護系の法人
- (2) 中小企業（業種不問）

※本制度に参画している企業の一覧は、本市HPに掲載しています（随時更新）。



3 募集開始

令和8年7月1日（水）

4 募集期限

- (1) 令和9年3月卒業予定者 → 令和9年2月26日（金）まで
- (2) 令和10年3月卒業予定者 → 令和10年2月29日（火）まで

5 募集人数

各卒業年度 先着50名

※50名を超えた場合は、50名に達した日の申請のうち、提出書類等に不備がなく受け付けた申請者の中から、抽選により受付の可否を決定します。なお、郵送による申請については、50名に達した日の消印のあるものを有効とします。

6 申請方法

次の書類を、**持参、郵送、メール又はFAX**で提出してください。

- (1) 和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定申請書【別記様式第4号】
- (2) 大学等が発行する在学証明書
- (3) 貸与元が発行する奨学金の借入額（借入予定額）が確認できる書類

※その他必要に応じて追加書類の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7 助成方法

次のいずれにも該当した場合、交付申請に基づき助成金を**貸与元へ直接**お支払いします。

- (1) 大学等を卒業（修了）した翌年度に参画企業に就職し、就職後3年間、市内に居住し、かつ同一の参画企業に継続して勤務していること。
- (2) その他、全ての交付要件を満たしていること。

8 助成額

最大150万円（25万円×奨学金借入月数／12） ※上限72か月

（例）2年制の場合 上限50万円、4年制の場合 上限100万円、6年制の場合 上限150万円

※助成金は、就職先となる参画企業と本市が半分ずつ負担します。

9 認定後の手続き

- (1) インターンシップや企業説明会への参加など、参画企業の研究に努めてください。
- (2) 認定後、認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに「和歌山市奨学金返還に係る助成金の交付対象者認定変更届出書」【別記様式第7号】により、変更内容を届け出てください。
- (3) 認定後、交付対象者の要件を満たさなくなったときは、速やかに「和歌山市奨学金返還に係る助成金の交付対象者非該当届出書」【別記様式第8号】により、その旨を届け出てください。
- (4) 参画企業に就職後、毎年度（交付申請を行う年度を除く。）4月30日までに、次の書類を必ず提出してください。ただし、ア～ウの書類を除き、就職した翌年度以降の報告において、既に同一の書類を提出している場合は、提出を省略することができます。
 - ア 「和歌山市奨学金返還に係る助成金状況報告書」【別記様式第10号】
 - イ 「被雇用者証明書」【別記様式第11号】
 - ウ 貸与元が発行する奨学金の返還状況が確認できる書類

- エ 「和歌山市奨学金返還に係る助成金状況報告書」を提出する年度に発行された住民票の写し
 - オ 大学等の卒業又は修了を証する書類（卒業証書等）の写し
 - カ 資格を有することが確認できる書類（医療、福祉・介護系の参画企業に専門的職種で就職した場合）
- (5) 参画企業に就職後、3年間市内に居住し、かつ同一の参画企業に継続して勤務することとなった年度の6月30日までに、次の書類を必ず提出してください。
- ア 「和歌山市奨学金返還に係る助成金交付申請書」【別記様式第12号】
 - イ 「被雇用者証明書」【別記様式第11号】
 - ウ 貸与元が発行する奨学金の返還状況が確認できる書類
- エ 「和歌山市奨学金返還に係る助成金交付申請書」を提出する年度に発行された住民票の写し
 - オ 認定に係る通知書の写し
 - カ 資格を有することが確認できる書類（医療、福祉・介護系の参画企業に専門的職種で就職した場合）
- ※その他必要に応じて追加書類の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

10 認定の取消し

次のいずれかに該当するときは、交付対象者に係る認定を取り消します。

- (1) 奨学金の全額を辞退し又は取り消されたことにより、奨学金を借り入れなかったとき。
- (2) 認定申請書に記載した卒業予定年月日に大学等を卒業（修了）しなかったとき。
- (3) 奨学金の返還が全額免除されたとき。
- (4) 大学等を卒業（修了）した翌年度に参画企業に期限の定めのない雇用による就職をしなかったとき。
- (5) 参画企業に就職した日から3年を経過する前に離職したとき。
- (6) 参画企業に就職した日から3年を経過する前に市内に住所を有しなくなったとき。
- (7) 他の制度による助成等を受けた又は受ける予定となったとき。
- (8) 申請内容が事実と相違することが判明したとき。
- (9) 状況報告書が提出期限までに提出されないとき。
- (10) 交付申請書が提出期限までに提出されないとき。
- (11) 参画企業が市に対して助成金を負担しないなど、参画企業の協力を得られないとき。

11 申請上の注意点

次に掲げる事項について十分理解した上で申し込むものとし、交付対象とならなかった場合であっても、**本市及び参画企業に対し異議を申し立てることはできません。**

- (1) 参画企業が、本制度を適用した採用予定人数を上回る交付対象者を採用した場合には、当該参画企業において交付対象者を選定するため、**交付対象者の要件を満たす者であっても、交付対象とならない場合があること。**
- (2) 参画企業が市に対して助成金を負担しないなど、参画企業の協力を得られない場合は、助成を行わないこと。
- (3) 交付対象者として認定された時点において参画企業であった場合であっても、**就職の時点で当該企業が参画企業でなくなっているときは、本制度に基づく助成の対象とならないこと。**
- (4) 申請内容が事実と相違することが判明したときは、認定を行わず、又は認定を取り消すことがあること。
- (5) 「和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱」及び「和歌山市奨学金返還助成制度交付対象者募集要項」

を遵守すること。

(6) 本制度の実施に当たり、本市が求める必要な事項について協力すること。

(7) 申請内容等について事実と相違ないことを誓約し、事実と相違することが判明した場合は、本市が行う一切の措置について異議を申し立てないこと。

12 詳しくは和歌山市HP



<お申込み・お問合せ先>

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市 総務局 総務部 総務課 総務班
電 話：073-435-1018 (直通)
F A X：073-423-4625
E-mail：soumu@city.wakayama.lg.jp